



マネー教室

今回のテーマ 年金計画について

外国暮らしだと「直に日本に帰るかもしれないから」と後回しにしがちな定年に向けての資金計画。帰国後でも英国の年金を受け取ることはできます。英国の公的 & 私的年金の仕組みをじっくり理解し、早めに計画を立てましょう。

45歳の男性です。現地の会社に10年勤務しています。英国の国民年金からどのような年金を受給できるのでしょうか。

英国の国民年金は、現在3つの年金から成り立っています。1つ目は「Basic State Pension」と呼ばれる基礎年金で、ナショナル・インシュランス (NIC) を支払った年数 (Qualifying Years) に応じて受給金額が決定されています。2つ目は「State Second Pension (S2P)」で、本人の給与とNIC支払い年数に応じて被雇用者にも支給されています。3つ目は「Pension Credit」と言われて、収入の極端に低い年金生活者のために政府が最低の年金を保証しています。会社勤めの方でしたら、少なくとも最初の2つの年金を受け取る資格があると思います。

最高でいくらほどもらえますか。

基礎年金はNICを30年支払っていると満額が受給されまして、本税年度は週107.45 (年5587) ポンドです。1年でもNICを支払っていれば受給資格があり、例えば10年支払っていれば受給金額は $£107.45 \times 10/30 = £35.82$ となります。S2Pの受給金額は、本人の給与金額によりますが最高で約週160 (年8320) ポンド程度です。

妻は主婦でNICを支払っていないので、何も年金がもらえないですね。

配偶者のNIC履歴により、その配偶者の3分の2程度を受給することが可能です。ただし受給を開始するのは、NIC履歴のある配偶者が年金受給年齢になって受給金額が確定した後になります。例えば奥様が66歳でご本人が63歳ですと、ご本人が65歳になって初めて受給することが可能ということです。国民年金受給開始年齢は現在男性65歳、女性は現在62歳程度ですが、65歳へと徐々に延長されていきます。詳しくは、以下のウェブサイトにて受給年齢を知ることができます。

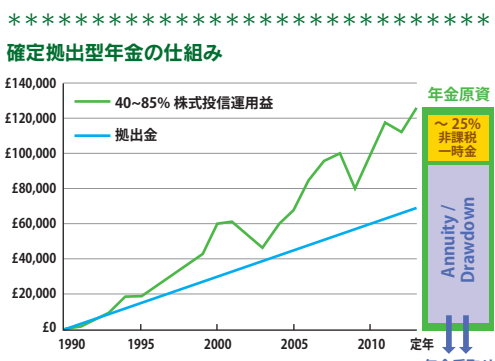
State Pension Age Calculator
www.pensionsadvisoryservice.org.uk/state-pensions/state-pension-age-calculator

政府が「Flat Rate Pension」なるものを採用するという方針だと耳にしました。これはどういうことでしょうか。

前述しました3つの国民年金を基礎年金に一本化するということでして、早ければ2015年までに基礎年金を週140 (年7280) ポンドにまで上げ、ほかの年金を廃止することになります。S2Pの受給資格のない自営業の方には吉報ですが、被雇用者の方はS2Pがなくなりますのでとても不利です。

政府の年金はあまり頼りにしない方が良さそうです。私的年金の仕組みを教えてください。

大多数の企業年金と個人年金が「確定拠出型」を採用しています。受給金額は拠出金額、定年までの運用利回り、定年時の金利環境により決定されます。定年まで蓄積された年金原資から25%までを一時金として非課税で受け取り、残りの資金で「Annuity」か「Drawdown」という金融商品を購入し、生涯の年金を受け取ることになります。



*月£200ネット拠出による年金原資試算。40~85%株式比率ミックス投信運用
参照: Trustnet 2012年11月1日付

年金への拠出金は節税になるのですよね。

はい、そう言えると思います。税額控除と言いつつ、年金拠出金に対して支払った税金が戻ってくる仕組みです。例えば、年収3万ポンドの方は20%の所得税を支払っていますが、この方が100ポンドの年金拠出金を支払う場合、払い込み金額は80ポンドのみで、残りの20ポンドは支払った税金の還付という形で年金勘定に本人の拠出金として付け加えられます。もし年収が6万ポンドで40%の所得税を払っていると、タックス・リターンに記載することによりさらに20%が税額控除として還付されます。従い、この方の実際の支払いは60ポンドのみです。

余裕資金があったらどんどん年金拠出に振り向けるといいですね。

必ずしもそうとは言えません。年金は解約ができないということを念頭に置いてください。法定定年年齢 (現在55歳) まで資金を引き出すことはできませんし、一時金で引き出せるのは年金原資の25%までのみで、それ以外は生涯の年金として受け取ることになります。教育資金など中短期間で資金化が必要な場合にはお勧めできません。

何があっても年金の現金化は無理なのですか。

次の3つの場合に可能です。①年金積み立て中に死亡または不治の病で余命12カ月以内と診断された場合、そのときの価値で年金資金がすべて現金にて非課税で払われます。②年金原資が極端に少ない場合 (現行1万8000ポンド以下)、年金を生涯にわたり受け取る代わりにすべて現金で引き出すことが可能です。この際、年金原資の25%以外は本人の税率で課税されます。③年金受け取りの際に生涯保障された年金 (国民・私的) が年2万ポンド以上ある場合、年金原資をすべて引き出すことが可能です。この保障された年金には日本の国民・厚生年金も含

まれるようです。ただし25%非課税一時金以外は本人の税率にて課税されますので、一度に現金化しますと税率が高くなります。

日本に帰国する際はようになりますか。

英国に滞在している場合と同様、定年年齢まで運用しまして、定年時に手続きをして年金を受け取る形になります。帰国したからといって年金受け取り資格を喪失することにはなりません。例えば予想より英国滞在期間が短く、あまり年金原資が貯まらなくても、前述しました②の方法によりすべて現金化することも検討できると思われます。加えて、非居住者になった後、5年間は月300 (年3600) ポンドまで拠出金の支払いを継続することも可能で、税額控除も適用されることになっています。

35歳の自営業を営む男性です。例えば月2000ポンド程度の年金を受け取るためには毎月いくらほどの拠出金の支払いをすればよいでしょうか。

例えば国民年金を満額で受給できたとしますとその額が月465.62 (週107.45) ポンドとなり、残り1500ポンドを私的年金から受け取る形になります。英国保険協会が提供しています [the Money Advice Service] の2012年11月17日付の試算によりますと、月400 (税額控除後320) ポンドの積み立てを65歳まで行いますと、月1450ポンドの年金受け取りとなります。当年金の受給額は生涯一定であり、期間中の貨幣価値のインフレを考慮していないことをご承ください。

それなら払えます。安泰ですね。

いいえ。この試算は年金開始の際の良い目安にはなりますが、確定拠出型年金の年金受け取り金額の試算は現金融市場に基づいた推定投資利回りや金利などに基づいていますので、金融情勢が変化すれば受取額の試算も変わるということを念頭に置いてください。年金拠出を開始しましたら、5年ごとなど定期的に見直しをし、必要があれば拠出金や運用内容などを調整することが重要です。定年計画につきましてはプロのアドバイザーに助言を受けますことをお勧めします。

※ 次回のマネー教室は2月21日に掲載致します。
本コラムのバックナンバーにつきましては、英国ニュースダイジェストのウェブサイト (www.news-digest.co.uk) をご覧ください。
当コラムは2012年12月時点の法制と税制に基づき一般的なガイダンスのために作成されており、皆様のご理解を深めるために内容を簡素化してある場合もあります。専門家の助言なしに記載情報にのみ基づき行動することはお控えください。その場合、筆者は一切責任を負いません。

和枝 ドゥルーリー Dip.PFS
日本人ファイナンシャルアドバイザー (FA)。
十数年間の米英系投資銀行勤務を経て、FAとして独立。
日英両方の資格を有する。大手独立系FA会社に所属。
e-mail: info@kazuedrury-ifa.co.uk
URL: www.kazuedrury-ifa.co.uk